

## 適用額明細書の記載にご注意ください

～適用額明細書の正確な記載のお願い～

法人が平成 23 年 4 月 1 日以後終了する事業年度（又は連結事業年度）において、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第 3 条）。

法人税関係特別措置の適用を受けるためには、誤りのない適用額明細書を提出する必要がありますが、これまで税務署に提出いただいた適用額明細書の中には、次のような誤りが多く見受けられます。

適用額明細書に記載誤りがある場合は、正しく記載した適用額明細書を改めて提出していただく必要がありますので、適用額明細書の作成に当たっては、ご注意ください。

なお、適用額明細書の記載に当たって、ご質問、ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

### 《よくある記載誤り》

- ① 法人税申告書別表からの転記誤り
- ② 区分番号の記載誤り
- ③ 中小（連結）法人等の軽減税率の適用額の記載誤り
- ④ 所得が 0 又は欠損の法人による税額控除適用等の記載誤り

<詳しくは、次のページをご覧ください>

4年 4月 1日  
5年 3月 31日

事業年度分の適用額明細書  
(当初提出分)・再提出分

① 法人税申告書別表一（一）等の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「所得金額又は欠損金額」の各欄の金額と同額を記載してください。

※ 欠損金額は、金額に「△」又は「-」を付してください。

法人名	財務電子株式会社	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	40000000	
所得金額又は欠損金額	180358238	

③ 中小（連結）法人等の軽減税率は、年800万円が限度とされていますので、所得金額が800万円を超える事業年度であっても、適用額明細書の適用額の記載は年800万円までとなります。

この用紙は機械で読み取ります。訂正箇所のみ記載。折ったり汚

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第42条の3の2第1項第1号	00380	8000000
第42条の4第6項第1号	00009	3056976
第42条の4第9項第1号	00011	763335
	00029	2940000
	00069	1680000
	00359	55848960
	00270	3000000
	00277	5000000
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		

④ 所得金額が0又は欠損の法人である場合、当期は「税額控除」や「中小（連結）法人等の軽減税率」の適用がありませんので、適用額明細書には、これらの措置についての記載は必要ありません。

② 「区分番号」は、税制改正に伴い同一の措置であっても改正前後で区分番号が異なる場合がありますので、適用する対象事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照してください。

(参照先)「国税庁ホームページ」→「パンフレット・手引き」  
→「法人税関係」→「適用額明細書の記載の手引」

第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		